

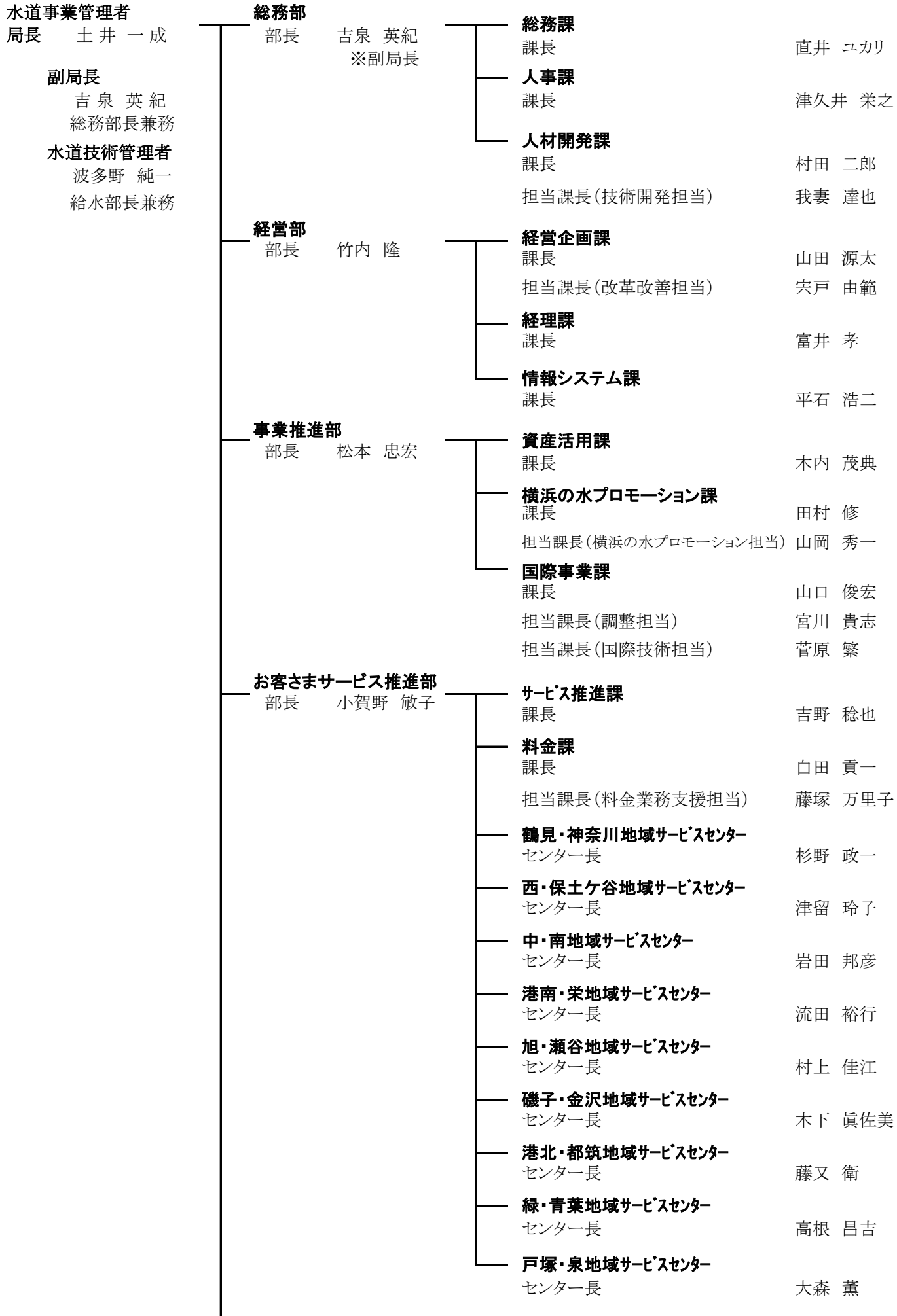
機 構 及 び 事 務 分 掌

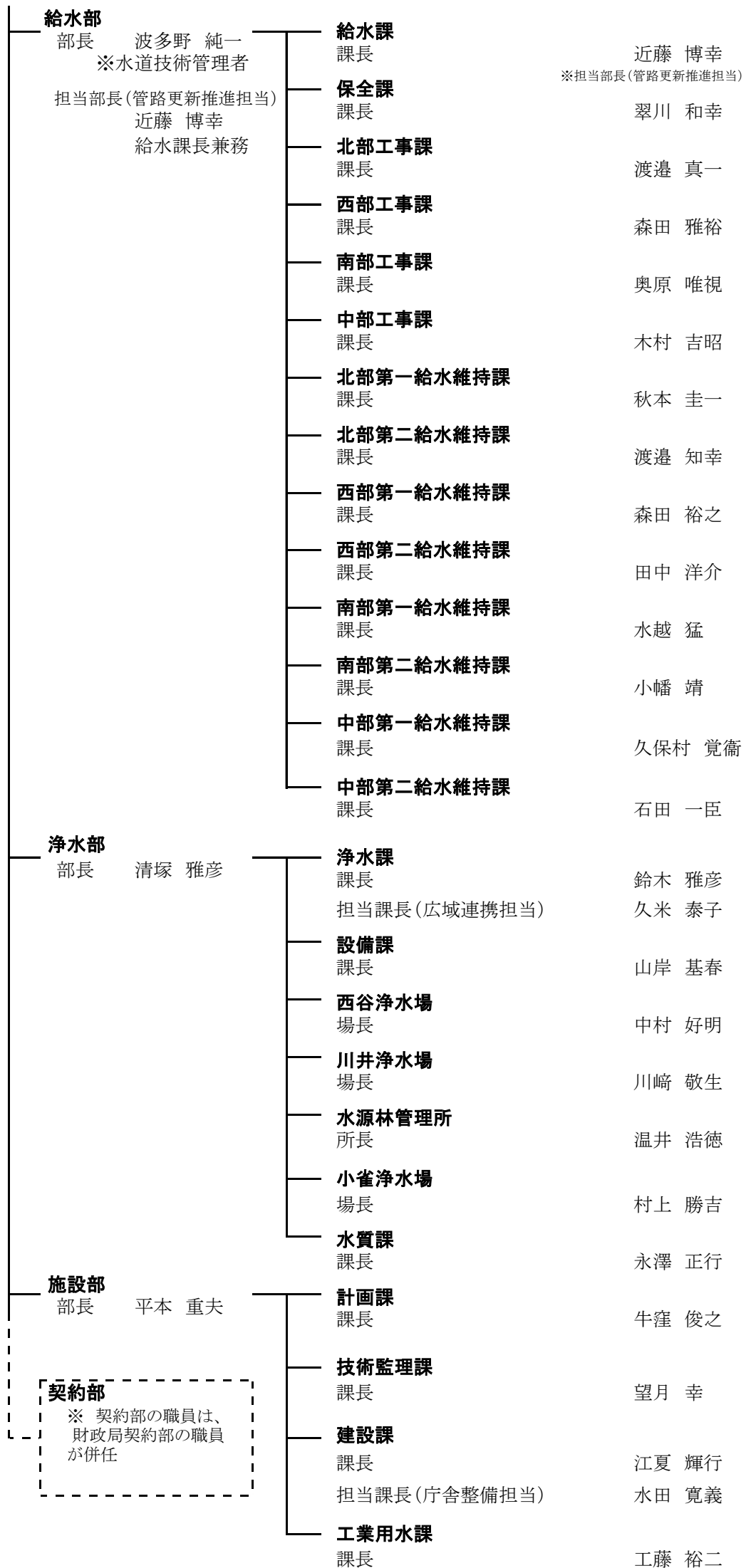
平成 25 年 5 月
水 道 局

目 次

機 構 図	—————	1	～	2
事務分掌	—————	3	～	22

水道局機構図(平成25年5月15日現在)





《派遣は除く》

水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下この条において同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

横浜の水プロモーション課

- (1) 水道事業における販売推進、水道水の利用促進等に係る企画、立案、調整及び実施に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰等に係る製造及び販売に関する総括及び実施に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰等に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 水道記念館に関すること。

国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

お客さまサービス推進部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域サービスセンターにおける販売推進活動（水のペットボトル詰等に係るものを含む。）の調整に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

料金課

- (1) 料金事務の総括に関すること。
- (2) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (3) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (4) 水道料金等に係る電子計算機による業務処理に関すること。
- (5) 水道料金等に係る電子計算業務等の管理に関すること。
- (6) 水道料金の未納対策に関すること。
- (7) 検針業務及び料金整理事務の委託化に関すること。
- (8) 料金支払の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (9) 部内の内部監察及び委託業務の評価に関すること。
- (10) 委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。

給水部

給水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

保全課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施の総括に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 水道メーターに関すること（給水維持課の主管に属するものを除く。）。

北部工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、港北区及び都筑区（以下「北部地域」という。）並びに旭区、緑区、青葉区、泉区及び瀬谷区（以下「西部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（北部第一給水維持課及び北部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3条に規定している業務に関すること。

西部工事課

- (1) 西部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 西部地域における工事負担金の徴収に関すること（西部第一給水維持課及び西部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他西部地域における配水管等の工事に関すること（西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の西部地域以外における前3条に規定している業務に関すること。

南部工事課

- (1) 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）並びに西区、中区、南区及び保土ヶ谷区（以下「中部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（南部第一給水維持課及び南部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3条に規定している業務に関すること。

中部工事課

- (1) 中部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 中部地域における工事負担金の徴収に関すること（中部第一給水維持課及び中部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他中部地域における配水管等の工事に関すること（中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の中部地域以外における前3条に規定している業務に関すること。

北部第一給水維持課

- (1) 港北区及び都筑区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港北区及び都筑区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 港北区及び都筑区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港北区及び都筑区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港北区及び都筑区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 港北区及び都筑区における給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港北区及び都筑区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港北区及び都筑区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港北区及び都筑区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港北区及び都筑区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港北区及び都筑区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港北区及び都筑区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港北区及び都筑区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の港北区及び都筑区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

北部第二給水維持課

- (1) 鶴見区及び神奈川区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 鶴見区及び神奈川区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 鶴見区及び神奈川区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 鶴見区及び神奈川区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 鶴見区及び神奈川区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 鶴見区及び神奈川区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 鶴見区及び神奈川区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 鶴見区及び神奈川区における運搬給水等に関すること。
- (13) 鶴見区及び神奈川区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 鶴見区及び神奈川区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他鶴見区及び神奈川区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の鶴見区及び神奈川区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

西部第一給水維持課

- (1) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 旭区、泉区及び瀬谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 旭区、泉区及び瀬谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 旭区、泉区及び瀬谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 旭区、泉区及び瀬谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の旭区、泉区及び瀬谷区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

西部第二給水維持課

- (1) 緑区及び青葉区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 緑区及び青葉区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 緑区及び青葉区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 緑区及び青葉区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 緑区及び青葉区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 緑区及び青葉区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 緑区及び青葉区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 緑区及び青葉区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 緑区及び青葉区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 緑区及び青葉区における運搬給水等に関すること。
- (13) 緑区及び青葉区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 緑区及び青葉区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他緑区及び青葉区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の緑区及び青葉区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

南部第一給水維持課

- (1) 磯子区及び金沢区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 磯子区及び金沢区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 磯子区及び金沢区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 磯子区及び金沢区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 磯子区及び金沢区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 磯子区及び金沢区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 磯子区及び金沢区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 磯子区及び金沢区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 磯子区及び金沢区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 磯子区及び金沢区における運搬給水等に関すること。
- (13) 磯子区及び金沢区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 磯子区及び金沢区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他磯子区及び金沢区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の磯子区及び金沢区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

南部第二給水維持課

- (1) 港南区、戸塚区及び栄区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港南区、戸塚区及び栄区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港南区、戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港南区、戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港南区、戸塚区及び栄区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港南区、戸塚区及び栄区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港南区、戸塚区及び栄区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港南区、戸塚区及び栄区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港南区、戸塚区及び栄区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の港南区、戸塚区及び栄区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

中部第一給水維持課

- (1) 中区及び南区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 中区及び南区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 中区及び南区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 中区及び南区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 中区及び南区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 中区及び南区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 中区及び南区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 中区及び南区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 中区及び南区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 中区及び南区における運搬給水等に関すること。
- (13) 中区及び南区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 中区及び南区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他中区及び南区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の中区及び南区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

中部第二給水維持課

- (1) 西区及び保土ヶ谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 西区及び保土ヶ谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 西区及び保土ヶ谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 西区及び保土ヶ谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 西区及び保土ヶ谷区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 西区及び保土ヶ谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 西区及び保土ヶ谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 西区及び保土ヶ谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 西区及び保土ヶ谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の西区及び保土ヶ谷区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「青山系統等の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「青山系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事の安全監理に関すること。
- (2) 請負工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（人事部人材開発課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 設計積算システムに関すること。
- (6) 土木工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (9) 災害対策拠点の施設及び設備の点検に関すること。
- (10) 工事施行に起因する家屋等の損害に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）
その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）
の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事
（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。



平成25年度

水道局事業概要

トップレベルの
安全でおいしい水

蛇口にいつでも
新鮮な水

災害に強い
信頼のライフライン

環境にやさしい
水道システム

お客さま満足度の高い
水道サービス

創造と挑戦の
活力ある企業精神



目 次

I 水道事業会計

予算概況	-----	1
水道局予算の施策体系	-----	3
主要事業	-----	4

II 工業用水道事業会計

予算概況	-----	1 3
主要事業	-----	1 3

III 参考

予算概要表

水道事業会計	-----	1 5
工業用水道事業会計	-----	1 6

予算概況

平成25年度は、水道料金収入が引続き減少する厳しい経営環境が見込まれますが、2年目となる「水道事業中期経営計画（平成24年度～27年度）」を着実に推進するとともに、防災・減災対策など全市的な課題に積極的に対応する必要があります。このため、徹底した経費削減や資産活用により財源を確保し、水道施設の更新・耐震化の推進や災害対策の強化、環境や国際関連事業の推進などに積極的に取り組みます。また、将来にわたる持続可能な事業運営に向け、企業債残高を縮減します。

施策や事業の実施にあたっては、様々な担い手とそれぞれの強みを活かした公民連携を推進するとともに、水道局と関連企業がパートナーとして共に成長する関係の構築に努めることにより、市内企業の育成や経済の活性化に繋げていきます。

(1) 水道料金収入の減少

給水戸数の増はあるものの、一戸あたりの使用水量が減少していることから、24年度の709億円に対し4億円減（△0.6%）の705億円を見込みました。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

高度経済成長期に拡張・増強した水道施設の老朽化が進んでおり、安全に使い続けるための維持管理や更新、耐震化が課題となっています。このため、従来の点検内容を精査するなど、より正確に施設状況を把握するとともに、適正な修繕による施設の維持保全や、計画的な更新、耐震化を推進します。さらに、震災時の重要拠点施設への管路の優先的耐震化や災害時の停電対応等、災害対策の強化を図ります。

これらの取組を進めるため、施設等整備費は24年度に比べ11億円増の362億円とします。これにより、市内企業の受注機会の拡大に努めます。

※施設等整備費：修繕費等（収益的支出）と建設改良費等（資本的支出）の合計

(3) 環境や国際関連事業推進のための予算の計上

再生可能エネルギーの活用や市民・企業との協働による水源地保全のための事業費を増額するなど、環境未来都市として積極的に環境への貢献に取り組みます。

また、6月に開催される第5回アフリカ開発会議（TICAD V）のプロモーションや、横浜ウォーター株式会社をはじめ民間企業や国等の関係機関と連携した国際貢献や海外水ビジネス展開のための予算を計上し、企業性を発揮した活力ある事業を推進します。

(4) 経費の削減と財源の確保

業務の委託拡大等による職員定数68人の削減など、効率的な執行体制の構築により、人件費は24年度に比べ総額で9億円減（△5.8%）の149億円としました。

また、施設規模の適正化等による工事コストの縮減や維持管理費の削減等、事業見直しを通じて徹底した経費の削減に取り組みます。

財源の確保については、水道局が保有する資産について新たな長期貸付等一層の有効活用を進めます。

(5) 純利益、累積資金残額と企業債残高

純利益は、水道料金収入の減少や電気料金の引き上げによる動力費の増大などの減少要因がありますが、人件費の削減や、業務の効率化・事業見直しによる経費削減、支払利息の減少等により、24年度を上回る14億円を計上しました。

累積資金残額については、企業債残高を積極的に縮減するため、企業債発行額を抑制した結果、24年度に比べ25億円減の119億円となります。また、企業債残高は、22億円減の1,808億円としています。

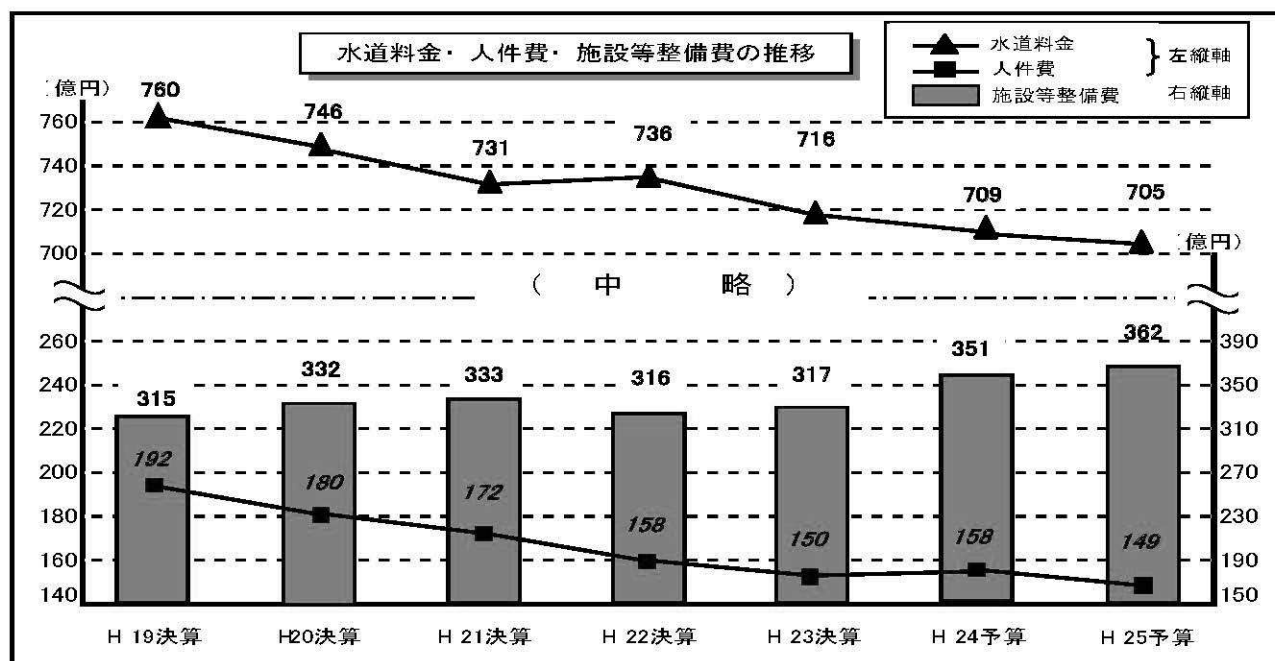
【業務の予定量】

区 分	平成25年度予定	平成24年度当初予算	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,768,000戸	1,754,000戸	14,000戸	0.8
年間総給水量	426,320,000m ³	426,320,000m ³	0m ³	0.0
1日平均給水量	1,168,000m ³	1,168,000m ³	0m ³	0.0
職 員 計 画	1,465人	1,533人	△ 68人	△ 4.4

【財政収支】

(単位: 百万円)

区 分	平成25年度予算	平成24年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	82,849	83,593	△ 744	△ 0.9
うち水道料金	70,535	70,928	△ 393	△ 0.6
収益的支出	80,360	81,426	△ 1,066	△ 1.3
うち人件費	14,850	15,765	△ 915	△ 5.8
うち物件費等	22,562	22,433	129	0.6
うち動力費	2,233	1,972	261	13.2
うち修繕費等	8,466	8,653	△ 187	△ 2.2
うち支払利息等	3,839	4,058	△ 219	△ 5.4
差 引	2,489	2,167	322	—
当年度純損益	1,351	1,083	268	—
資本的収入	12,357	13,924	△ 1,567	△ 11.3
うち企業債	8,400	10,010	△ 1,610	△ 16.1
資本的支出	38,405	39,527	△ 1,122	△ 2.8
うち建設改良費等	27,696	26,446	1,250	4.7
うち企業債償還金	10,594	12,961	△ 2,367	△ 18.3
差 引	△ 26,048	△ 25,603	△ 445	—
当年度資金収支	△ 2,547	△ 2,593	46	—
累積資金残額	11,853	14,400	△ 2,547	—
企業債残高	180,756	182,950	△ 2,194	—



※施設等整備費とは、修繕費等と建設改良費等の合計(36,162百万円)

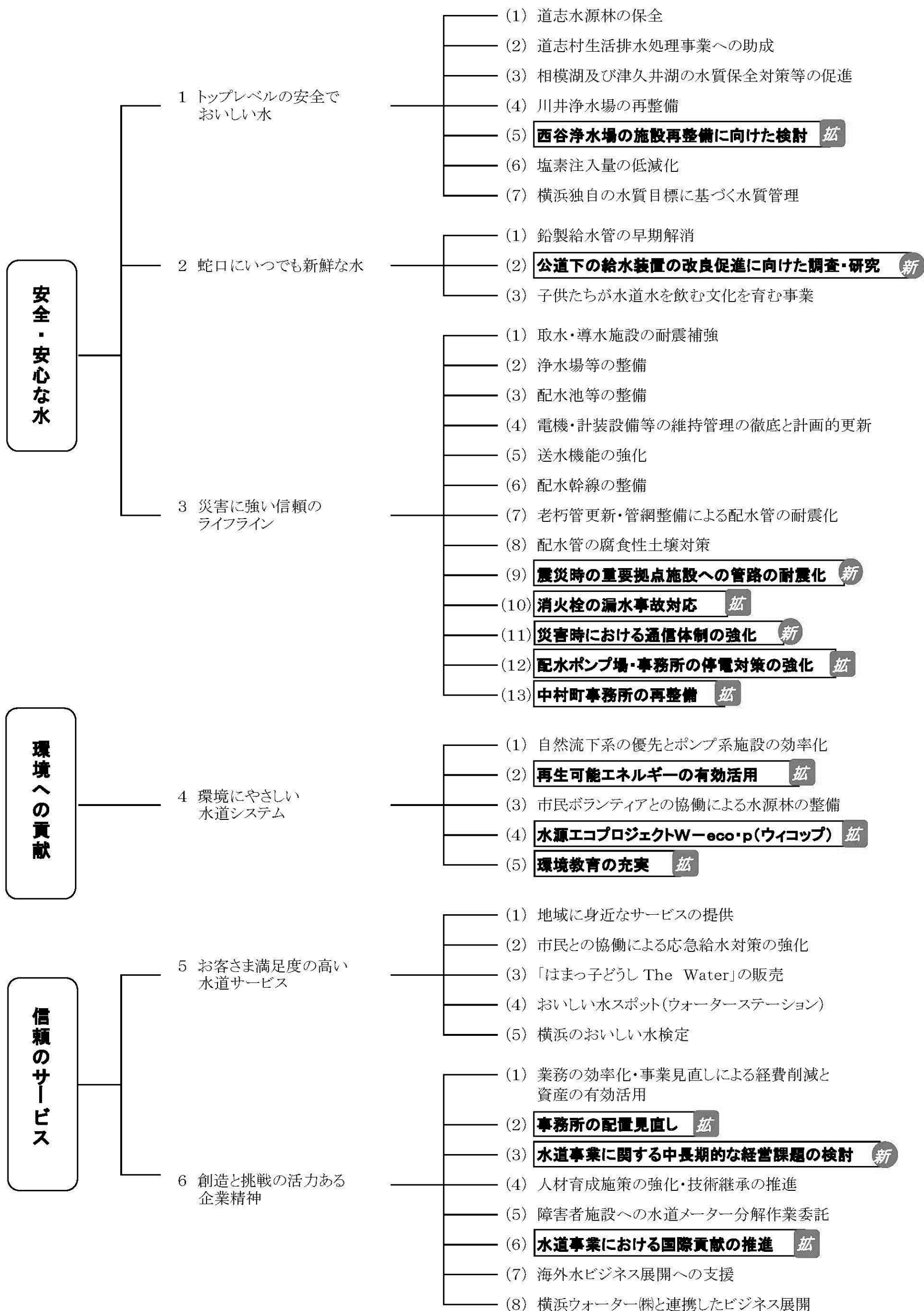
平成25年度水道局予算の施策体系

新 は新規事業 拡 は拡充事業

〔中期経営計画
における
施策の方向性〕

〔施策目標〕

〔主要事業〕



主要事業

新 は新規事業

拡 は拡充事業

1 トップレベルの安全でおいしい水

※ () 内は前年度予算額

(1) 道志水源林の保全 5,728万円 (8,951万円)

山梨県道志村に水道局が保有する水源かん養林(2,873ヘクタール)を計画的に整備します。

- 25年度整備面積 82ヘクタール
- 〔25年度末累計整備面積 1,027ヘクタール〕
- 〔計画：18～27年度 1,178ヘクタール〕

(2) 道志村生活排水処理事業への助成 5,028万円 (4,641万円)

水源水質保全のため、道志村が実施する合併処理浄化槽設置工事に対し、費用の一部を助成します。

- 25年度設置基数 30基
- 〔25年度末累計設置基数 521基〕
- 〔計画：13～26年度 573基〕

(3) 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進 3億6,679万円 (3億9,357万円)

水源水質保全のため、神奈川県等関係利水者と共同で水源地域の流域下水道整備事業へ助成するとともに、湖に設置した*エアレーション装置により、水道水のカビ臭の原因となるアオコの増殖を抑制します。また、相模湖の湖底にたまった土砂を除去すること等により、貯水容量の回復を図ります。

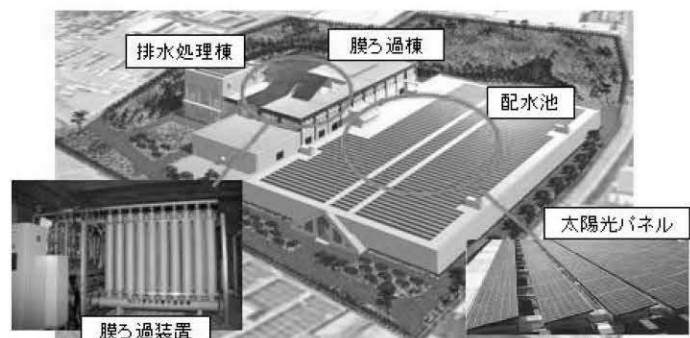
*エアレーション装置 … 水中に空気を送り込み湖の水を循環させる装置

(4) 川井浄水場の再整備

PFI手法により21年度から整備を進めてきました川井浄水場は、25年度に完成し、26年度から運転を開始する予定です。

新たに稼動する川井浄水場は、最先端技術の膜ろ過施設として、国内最大の規模となります。

- 浄水能力 171,070 m³/日 (新旧比+64,670 m³/日)
- 事業期間 21～45年度 (25年間)
- ・施設整備期間 21～25年度 (5年間)；運転維持管理期間 26～45年度 (20年間)



川井浄水場再整備イメージ図

拡 (5) 西谷浄水場の施設再整備に向けた検討 2,650万円 (580万円)

西谷浄水場では、既存施設の耐震化を順次進めているところですが、横浜市独自の水質目標を達成し、安全でおいしい水を供給するため、かび臭等への対策が必要となっています。

そこで、民間企業との共同により、原水水質に応じた活性炭の使用方法について研究するとともに、研究結果をもとに、有識者の意見を参考にしながら、浄水処理方法を検討します。

また、横浜水道記念館等の周辺施設を含めた整備のあり方についても区役所等関係機関と調整を図りつつ検討を進めます。

(6) 塩素注入量の低減化 5,380 万円 (5,900 万円)

「安全な水」のためには、蛇口で一定の塩素濃度を確保する必要がありますが、一方で塩素は水道水のカルキ臭の原因となります。

このため、蛇口における残留塩素濃度を把握する自動水質監視装置を設置し、塩素注入量の低減化を図ります。

- 自動水質監視装置設置数 62 か所

(7) 横浜独自の水質目標に基づく水質管理

565 万円 (538 万円)

国際規格 ISO9001 による品質管理体制を継続するとともに、ISO/IEC17025 や 24 年度に新たに取得する*水道 GLP による水質検査体制を継続します。

これにより、臭気や鉛、消毒副生成物であるトリハロメタンなど「安全」や「おいしさ」の 8 項目について、国の水質基準よりもさらに厳しい横浜独自の水質目標の達成を目指します。

また、放射性物質の測定も継続し、ホームページで結果を公表しています。

*水道 GLP: (Good Laboratory Practice)

水道の水質部門等が水質検査結果の精度と信頼性の保証を確保するための認定基準



2 蛇口にいつでも新鮮な水

(1) 鉛製給水管の早期解消

4,707 万円 (4,902 万円)

宅地内部分の鉛製給水管について、引き続き*1助成制度と*2パイプイン・エコ工法により改良を進めます。

- 25 年度改良数 10,000 か所
- | | |
|-------------|-----------|
| 25 年度末改良累計 | 64,400 か所 |
| 計画：14～26 年度 | 74,200 か所 |

*1助成制度

宅地内の鉛製給水管をお客さまが新しい水道管に取り替える際、工事費の 1/2 (上限 5 万円) を助成する制度

*2パイプイン・エコ工法

水道局が 8 年ごとに行う水道メーターの満期取替時に、水道局負担で鉛製給水管の中に合成樹脂製の管を挿入して内側を被覆し、鉛の溶出を防ぐ廉価で簡易的な工法



新 (2) 公道下の給水装置の改良促進に向けた調査・研究

お客さま所有の給水装置も計画的な更新が必要ですが、特に道路下部分は管理も難しく、経年化による漏水の発生等が課題となります。

このため、お客さまとともにこの課題に取り組み、耐震性に優れた給水管への改良促進を図ることを目的に公的支援のあり方を調査・研究します。

(3) 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業

6,000 万円 (6,000 万円)

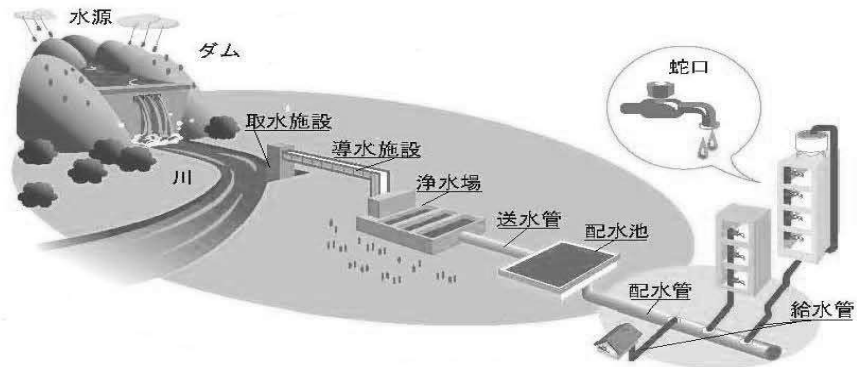
《小・中学校等の屋内水飲み場直結給水促進事業》

教育委員会が改修を予定している学校に対し助成することで、水飲み場の直結給水を促進し、子供たちが冷たくておいしい水を飲むことができるようにするとともに、水道水の信頼を高めます。取組にあたっては、子供たちのニーズの把握に努め、効果的に事業を推進します。

- 25 年度助成対象 15 校
- | | |
|------------|-------|
| 25 年度末改修累計 | 216 校 |
| 計画：市立小・中学校 | 504 校 |



3 災害に強い信頼のライフライン

水源から
蛇口まで

(1) 取水・導水施設の耐震補強

11億8,620万円
(14億6,966万円)

災害等における停電時にも安定して原水が確保できるよう、自然流下である道志川系統・相模湖系統の取水・導水施設の耐震化を進めます。

- ・久保沢ずい道耐震補強工事
- ・相模原沈でん池耐震補強工事 他

(2) 浄水場等の整備

11億5,278万円
(10億3,596万円)

浄水場は水道水を製造する根幹となる施設であり、災害時にも安定した浄水処理を可能とするため、耐震化を進めます。また、水処理の安定性を継続させるため、浄水設備の更新等を行います。

- 浄水場耐震化等 6億6,550万円
- ・西谷浄水場沈でん池耐震補強工事 他
- 浄水設備更新等 4億8,728万円
- ・小雀浄水場3系沈でん池傾斜板沈降装置更新工事 他

(3) 配水池等の整備

20億3,361万円
(10億3,258万円)

配水池は市内の水需要に応じて水量を調節する施設ですが、災害時には応急給水拠点となることから、災害時の飲料水確保等のため、配水池を築造するとともに既存配水池の耐震化を進めます。

- 配水池の築造等 12億381万円
- ・(仮称)鶴ヶ峰上部・下部配水池築造工事 他
- 既存配水池の耐震化等 8億2,980万円
- ・小雀浄水場2号配水池耐震補強工事 他

(4) 電機・計装設備等の維持管理の徹底と計画的更新

18億4,860万円
(12億7,518万円)

浄水場や配水池等の水道施設では、ポンプなどの電機設備や圧力・流量等を測定・制御する様々な計装設備が稼働しています。これらの設備の故障による断水等の事故を防止し、お客さまへ安全な水を安定してお届けするため、改めて点検内容を精査し、必要な点検や修繕を着実に実施することにより、維持管理の徹底に努めます。また、設備の耐用年数や使用状況等を踏まえ、計画的な更新を行います。

- ・川井浄水場計装設備工事
- ・寒川取水事務所ポンプ設備更新工事 他

(5) 送水機能の強化

21億6,677万円
(22億7,688万円)

水源事故等により浄水場が停止した場合も、他の浄水場からのバックアップ体制を強化することで安定給水が可能となります。このため、浄水場と配水池を結ぶ送水管の整備を進め、送水管のネットワークの強化を図ります。

- ・(仮称)新磯子幹線口径1200mm送水管新設工事 他



(仮称)新磯子幹線口径
1200mm送水管新設工事

(6) 配水幹線の整備

11億4,875万円
(19億7,690万円)

水圧の均等化や漏水破裂事故時における断水の区域縮小・時間短縮のため、管路のループ化やバックアップ管など配水幹線の整備を行います。

- ・(仮称)環状4号線口径1200mm配水管新設工事
- ・野庭線から磯子高区線口径700mm配水管新設工事 他

(7) 老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化

180億3,921万円
(196億1,280万円)

昭和40年代に布設した配水管(約2,400Km)が更新時期を迎えていることから、漏水・破裂等の恐れがある老朽管を計画的に耐震管へ更新します。小口径老朽管の更新についてスピードアップを図るとともに、配水管網を整備することにより、災害時や漏水事故時における飲料水の確保を図ります。

更新・新設にあたっては、耐久性が飛躍的に向上した「*100年管」を本格採用します。

また、水道工事の実施に伴い、騒音・振動・通行止めなど市民生活に影響があります。そこで、お客さまに工事の必要性について理解を深めていただけるようPRします。



- 25年度老朽管更新延長 110Km 配水管新設延長 3Km

*100年管 … 外面塗装を施し、耐久性が飛躍的に向上した新しい耐震管(GX型ダクタイル鋳鉄管)

(8) 配水管の
腐食性土壌対策

《14億3,859万円》
(15億6,902万円)

※3-(7)「老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化」の内数

腐食性土壌に埋設された配水管は、耐用年数に達する前に漏水することがあり、生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、優先的に更新します。

- 25年度更新延長 7.9 Km
- [25年度末累計更新延長 98.3Km]
- [計画：12～37年度 更新延長 160.0Km]

新 (9) 震災時の重要拠点施設
への管路の耐震化

《6億5,478万円》
(-)

※3-(7)「老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化」の内数

震災時に重要な拠点となる区役所、土木事務所、病院などの施設や、震度7や液状化の発生が想定される地域にある地域防災拠点への水道管路について優先的に耐震化を進めます。

- 25年度整備か所数 10か所
- [計画：25～29年度 50か所]

新 (10) 消火栓の漏水事故対応

1億円
(1億円)

消火栓の漏水事故対応として、安全性を考慮し、さらに対象を拡大し調査・修繕を行います。

- 25年度
- ・調査基数 8,000基
- [計画：22年～25年度 46,000基]
- ・修繕基数 2,600基
- [計画：22年～27年度 14,300基]

新 (11) 災害時における
通信体制の強化

1,800万円
(-)

災害時における情報伝達を確保するため、通信手段の複数化や増強による通信体制の強化を図ります。

25年度は、水道局の災害対策本部となる本庁舎と、水運用を担当する西谷浄水場の間でデータ通信が可能な通信設備を整備し、災害時に備えます。

- 5ギガヘルツ帯無線設備の整備
- 本庁舎・西谷浄水場 各1基

拡 (12) 配水ポンプ場・事務所 5億1,823万円 の停電対策の強化 (2億 84万円)

停電時の安定給水の強化や災害時の円滑な初動体制の確保のため、配水ポンプ場や防災活動の拠点となる事務所に非常用発電設備を整備します。

- 配水ポンプ場の非常用発電設備の整備
 - ・今井配水池（保土ヶ谷区）
 - ・上永谷配水池（港南区）
- 事務所の非常用発電設備の整備
 - ・北部第二給水維持課（鶴見区）
 - ・西部第二給水維持課（青葉区）

拡 (13) 中村町事務所の再整備 10億8,730万円 (5,500万円)

建設後40年以上が経過し、老朽化への対応とともに耐震対策が必要となっている中村町事務所について、横浜市中心部を含む4区（西・中・南・保土ヶ谷）を所管する防災の拠点として再整備します。

これにより、大規模地震発生時の初動体制を強化し、想定される被害に効果的に対応するとともに、事務の効率化を図ります。

- 施工期間 25～26年度
- 建物概要 地上4階 延床面積4,300㎡
- 総事業費 18.8億円

中小企業振興と市内経済活性化の取組

水道事業は中小企業をはじめとする様々な市内企業に支えられています。水道局の競争入札による工事発注では、毎年件数で9割、金額で8割を市内中小企業が受注しており、この金額は全市ベースでの市内中小企業受注額の約4分の1を占めています。

今後も水道事業を共に支えるパートナーとしての関係構築に努めるとともに、市内企業の受注機会の増大や経営基盤の強化促進などに積極的に取り組みます。



1 受注機会の増大につながる取組

(1) 小口径老朽管更新など施設等整備費の発注額の増大

24年度 351億円 → 25年度 362億円（11億円増）

(2) 入札方式の見直しや総合評価落札方式の実施

一部委託で1者の落札件数を制限し受注者数拡大を図るほか施工実績が優良で技術力のある事業者の参入を促進します。

2 技術力の向上支援など経営基盤の強化促進につながる取組

(1) 横浜水ビジネス協議会による市内企業の海外展開支援

海外の水道事業体へのプロモーションや会員への情報提供などにより市内企業の海外展開を支援します。

(2) 水道メーター検針・料金整理業務委託

業務委託により効率化を図るだけでなく、市内企業を育成し、パートナーとして共に成長する関係を構築します。

(3) 横浜市指定給水装置工事事業者新規事業者講習会の開催

関係法令や設計・施工技術、お客さま対応スキル等に関する講習会を開催します。

(4) 宅地内鉛製給水管改良工事助成

助成制度により給水装置の改良工事を促進します。

3 市の施策への協力、地域社会への貢献等を評価する取組

(1) 水道局パートナーシップデスク事業

様々な担い手とそれぞれの強みを活かし新たな価値を作り出す提案窓口を設置し、運用しています。

(2) 水源エコプロジェクト(W-e co-p ウィコップ)の推進

企業・団体等の社員研修や環境教育の場の提供や、環境貢献活動としてのPRを支援します。

4 環境にやさしい水道システム

(1) 自然流下系の優先とポンプ系施設の効率化

《 7億 6,126 万円》
(13億 1,970 万円)

※3-(6)「配水幹線の整備」の内数

環境への負荷を軽減するため、小雀浄水場からポンプによって給水している一部の地域を電力消費量の少ない自然流下系である川井浄水場からの給水区域に切り替える配水管の整備を行います。

- ・(仮称) 環状4号線口径1200mm配水管新設工事 他

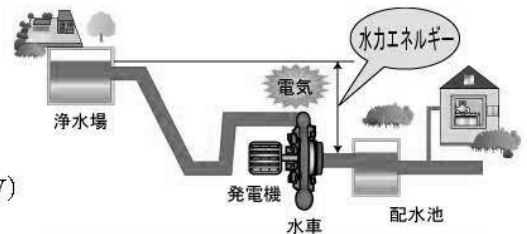
【注】(2) 再生可能エネルギーの有効活用

1億9,706万円
(1,560万円)

水道水を供給する過程で生じる水力エネルギーを有効利用する小水力発電設備や太陽光発電設備の設置推進など、「環境未来都市」として積極的に再生可能エネルギーの導入を推進します。

- ・小雀浄水場1系ろ過太陽光発電新設工事(発電容量48kW)
- ・峰配水池、恩田配水池小水力発電設備の機器製作(発電容量 各37kW 26年度完成予定)

小水力発電イメージ図



小雀浄水場の太陽光発電は25年度にメガソーラー(1.04MW)にパワーアップ!

25年度末発電容量
1,842kW
年間予想発電量
434万kWh

一般家庭に
換算すると

1,290軒分



(3) 市民ボランティアとの協働による水源林の整備

1,023万円
(1,058万円)

「NPO 法人 道志水源林ボランティアの会」等と協働して、水源地道志村の民有林5ヘクタールの整備を行います。活動は、市民・企業等からの寄附金や「はまっ子どろし The Water」の売上金の一部による「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。

【注】(4) 水源エコプロジェクト W-eco・p(ウィコップ)

ウィコップは企業や団体と協働して水源保全を行う取組です。協定に基づき企業等から寄附金をいただき、道志水源林の整備に活用するとともに、水源保全の大切さをPRします。

- 寄附金額 25年度524万円(予定)
24年度552万円(予定)

[協定締結企業・団体 25年度末累計15者(予定)]

【注】(5) 環境教育の充実

380万円
(200万円)

企業・学生向けの道志水源林間伐体験ツアーや、中高生を対象とした体験型環境学習などを通じ、自然に触れ合い、水道や水源地域の保全に理解を深めていただく機会を創出します。



中学生による間伐作業体験

5 お客さま満足度の高い水道サービス

(1) 地域に身近なサービスの提供 1,600万円 (1,577万円)

地域サービスセンターを中心に、小学校4年生を対象とする出前水道教室や、区民まつりへの出展など様々なイベント等でのお客さまとの交流を通じ、水道事業の積極的なPRを行います。

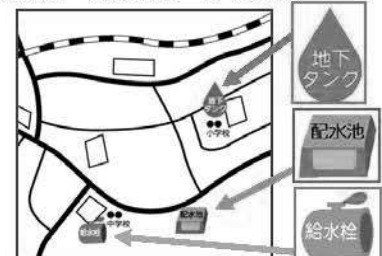


区民まつりの風景

(2) 市民との協働による応急給水対策の強化 1,107万円 (1,554万円)

災害時に市民の皆さまが主体的に活動できるよう、引き続き災害用地下給水タンク等による応急給水訓練を実施し、あわせて資機材の充実を図ります。

また、区ごとの給水マップの配布や水道局ウェブサイトの応急給水拠点検索システム「スイスイまっぷ」のPRにより、応急給水拠点の周知を図ります。



「スイスイまっぷ」イメージ図

(3) 「はまっ子どうし The Water」の販売

1億4,425万円
(1億3,970万円)

「はまっ子どうし The Water」の販売を通じて、横浜のおいしい水や水道事業への理解促進、災害用飲用水の備蓄促進、シティセールスの推進などを図るとともに、売上の一部を道志水源林の整備やアフリカ諸国の水環境整備への支援に活用します。

また、平成25年6月に横浜で開催される第5回アフリカ開発会議(TICAD V)に向けて制作した「TICAD V支援ボトル」を活用し、様々なプロモーションを行い、会議開催を盛り上げます。

なお、配送業務の見直しなど事業の効率化を図ります。

- 「TICAD V支援ボトル」でのプロモーション
 - ・ 会議場やレセプションでの支援ボトルの活用
 - ・ 売上金の一部によるJICA基金への寄付や会議開催時のカーボンオフセットの実施
 - ・ 各種イベントでの支援ボトルを活用したPR

- 25年度年間販売目標 150万本
(24年度年間販売実績 133万本)



民間との連携による「TICAD V支援ボトル」のプロモーション風景



はまっ子どうし The WATER
TICAD V支援ボトル

(4) おいしい水スポット (ウォーターステーション) 200万円 (300万円)

市内の商業施設等と連携し、市民や来街者が、気軽においしい水を飲むことができ、同時に水道に関する情報を得ることができる場として「おいしい水スポット」を展開します。

- 25年度目標 10か所

※ イベント等での臨時の設置を含みます。



給水機を利用する様子

(5) 横浜のおいしい水検定 300万円 (400万円)

水道水の安全性やおいしさ、水道事業の仕組みについて、お客さまに楽しく、より深く学んでいただくため、「横浜のおいしい水検定」を実施します。

- 24年度受験者実績 ()内は合格者

1級	41人	(26人)
2級	18人	(13人)
3級	4,387人	(3,126人)

- 22年度から23年度の延べ人数

2級	194人	(134人)
3級	6,515人	(5,121人)

6 創造と挑戦の活力ある企業精神

(1) 業務の効率化・事業見直しによる経費削減と資産の有効活用

業務の委託拡大等による職員定数の削減、事業見直しによる工事コスト・維持管理費、支払利息の削減など、様々な視点から徹底した経費削減に取り組みます。

また、不動産資産や調査・分析などの職員の技術力等、あらゆる資産の活用により水道料金以外の収入を確保し、財政基盤の強化を図ります。

●職員定数の削減 【効果額 △6億4,000万円】

- ・共同住宅満期メーター据替業務の委託化等により △68人 (1,533人→1,465人)

●工事コストの削減 【効果額 △14億6,000万円】

- ・長距離シールドマシンの採用による工事費の削減 (△2億900万円)
- ・水道管の口径縮小や複数管の1本化など適切なダウンサイジング (△1億4,710万円)
- ・昼夜間工事を可能とし工期を短縮したことによる推進機リース代の削減 (△4,641万円)
- ・ポンプ更新費用の節減〔ケースの再利用：3基〕(△1,319万円) 他

●維持管理費等の削減【効果額 △3億2,000万円】

- ・小雀浄水場等の契約電力の見直し (△2,423万円)
- ・修繕費等の固定費の前年度比3%カット (△1億7,421万円) 他

●支払利息の削減 【効果額 △5億2,000万円】

- ・高金利企業債の繰上償還 (22年度から24年度の合計108億円)による利息の削減 (25年度の効果額)

●資産の有効活用 【収入額 2億9,615万円】

- ・未利用地の貸付等による不動産の活用 ・水質分析業務の受託 他



旧南営業所跡地(南区)にオープンした時間貸し駐車場

茲

(2) 事務所の配置見直し

3億 61万円
(1,440万円)

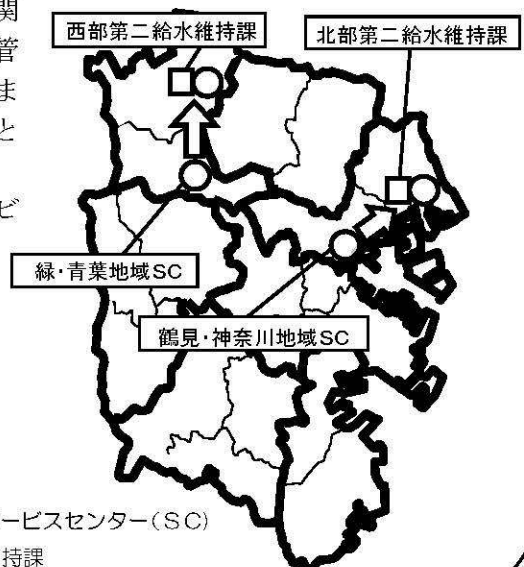
地域サービスセンター(所管：水道料金業務等 9か所)と給水維持課(所管：給水装置業務等 8か所)は、業務上の関わりが深いことから、同一庁舎で業務が執行できるよう、所管区域を統一して将来は7エリアとし、事務所の配置を見直します。これにより、事務の効率化や庁舎関連経費の削減を図るとともに、災害時の対応力強化を図ります。

25年度は2か所の給水維持課事務所を改修して地域サービスセンターを移転し、事務所を統合します。

●事務所の改修 (26年1月完成予定)

- ・北部第二給水維持課事務所(鶴見区)
(鶴見・神奈川地域サービスセンターが移転)
- ・西部第二給水維持課事務所(青葉区)
(緑・青葉地域サービスセンターが移転)

25年度における事務所の統合



新 (3) 水道事業に関する中長期的な経営課題の検討

水道料金収入が減少傾向にある一方で、老朽化した施設の更新・耐震化を着実に推進する必要があるなど、経営状況は今後さらに厳しくなることが想定されます。そこで、経営に関する中長期的な諸課題について、外部有識者の意見等を踏まえながら検討を行います。

(4) 人材育成施策の強化・技術継承の推進 3,283 万円 (3,222 万円)

水道技術・技能の継承・発展やお客さま満足度向上のため、マスター・エンジニア制度など、様々な人材育成制度を活用し、職員一人ひとりの意欲と能力を高め、組織力の向上を図ります。

拡 (6) 水道事業における国際貢献の推進 1,971 万円 (2,664 万円)

長年にわたり培ってきた技術と国際協力の経験・ネットワークを活かし、職員の派遣・海外研修員の受入を行うなど、JICA(独立行政法人 国際協力機構)等の国際機関とも連携し、アジア・アフリカなど開発途上国における水道事業の課題解決に取り組みます。

- ・「ベトナムと横浜市水道局の4者覚書」に基づく相互協力
- ・フエ水道公社(ベトナム)との交流十周年事業
- ・IWA LESAM2015(国際水協会のアセットマネジメント専門家会議)横浜開催に向けた準備活動 他

(8) 横浜ウォーター(株)と連携したビジネス展開 1億8,619 万円 (1億9,704 万円)

横浜ウォーター株式会社は、国内外の水道事業の課題解決に向けて、国際関連事業や国内水道事業体、民間企業への技術支援や研修事業等に取り組みます。

横浜市水道局は、これまで培ってきた技術力・ノウハウや40年にわたる国際協力の経験を横浜ウォーターのビジネス展開に生かすことにより、事業の進展を支援します。

- ・海外調査案件へのコンサルティング業務
- ・国内外の水道事業体等を対象とした研修業務
- ・川井浄水場運転管理業務委託
- ・給水装置工事給水審査、完了検査業務委託 他

新たな地方公営企業会計基準への対応

引当金の計上義務化などを内容とする26年度からの新会計基準導入に向けて、財務分析・情報の提供、関係規程の改正や財務会計システムの改修など、対応を進めます。



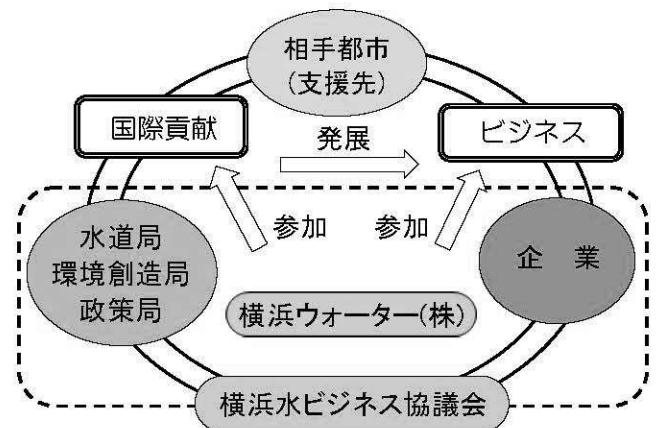
(5) 障害者施設への水道メーター分解作業委託 627 万円 (660 万円)

使用不能水道メーターの分解作業を引き続き障害者施設へ委託します。これにより、障害者の就労支援につなげるとともに、水道メーターの高額での売却が見込まれます。

(7) 海外水ビジネス展開への支援 699 万円 (1,108 万円)

国際貢献の経験を活かし、様々な場で技術力のPRや海外水道事業体等のニーズを把握するとともに、海外研修員受入等でのビジネスマッチングの機会の創出など、公民連携を強化し市内企業の海外水ビジネス展開を支援します。

- ・横浜水ビジネス協議会との連携
- ・IWA(国際水協会)国際会議展示会への出展 他



海外研修員受入での横浜水ビジネス協議会会員企業によるプレゼンテーション風景

予算概況

工業用水道事業は、供給事業所の生産施設の移転等により契約水量の減量が続き、料金収入が逡減しています。一方で、老朽化や震災も考慮した施設の更新・改良を着実に進めていく必要があります。

このため、「工業用水道事業中期経営計画（平成23年度～27年度）」の折返しの年となる25年度は、人件費をはじめとする徹底した経費の削減や、未利用地の売却などによる資産の有効活用により、健全で持続可能な財政運営の実現を目指すとともに、計画に基づいた更新改良による施設の耐震化を推進します。

(1) 工業用水道料金収入の減少

供給事業所における契約水量の減量等を考慮し、24年度当初予算の26億9,500万円より800万円減(△0.3%)の26億8,700万円を見込みました。

(2) 建設改良費の確保

安定給水の確保のため、計画に基づいた老朽管の更新による耐震化を図ります。建設改良費は、24年度に比べ2億800万円減(△13.0%)の13億9,500万円とします。

(3) 経費の削減と財源の確保

職員定数の削減による人件費をはじめ、徹底した内部管理経費の削減に取り組むとともに、未利用地の売却や用地の貸付など、資産の有効活用を進め財源の確保に努めます。また、建設改良費の財源として国庫補助金を確保します。

(4) 純利益、累積資金残額と企業債残高

純利益は、工業用水道料金収入の減少や電気料金の引き上げによる負担金支出の増大などの減少要因がありますが、資産活用による財源確保や人件費などの経費削減、支払利息の減少等により、24年度と比べ5,600万円増の4億1,600万円を計上しました。

累積資金残額については、24年度に比べ100万円減の20億5,500万円となります。

また、企業債残高は、企業債発行額を償還額の範囲内に抑えるなど、積極的な残高の縮減により、24年度と比べ1億4,000万円縮減し、36億300万円とします。

主要事業

工業用水道施設の建設改良

13億9,462万円

(施設の老朽化対策等)

(16億 281万円)

昭和40年前後に布設した配水管が更新時期を迎えていることから、漏水・破裂等が発生する恐れのある老朽管を対象に、耐震管へ計画的に更新するとともに、老朽化した計装設備などについても更新します。

<主な工事>

- ・新磯子町口径600mm配水管布設替工事
- ・飯島町口径1200mm仕切弁設置工事
- ・吉田町口径300mmから500mm配水管布設替工事
- ・片倉四丁目口径1100mm送水管布設替工事
- ・守屋町3丁目口径300mmから1100mm配水管更新工事
- ・新子安一丁目口径1100mm仕切弁設置工事

【業務の予定量】

区 分	平成25年度予定	平成24年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	65工場	65工場	0工場	0.0
1日当たり契約給水量	260,800m ³	261,780m ³	△ 980m ³	△ 0.4
職員計画	26人	27人	△ 1人	△ 3.7

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成25年度予算	平成24年度予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	2,885	2,806	79	2.8
うち工業用水道料金	2,687	2,695	△ 8	△ 0.3
収益的支出	2,417	2,398	19	0.8
うち人件費	236	250	△ 14	△ 5.8
うち物件費等	1,350	1,348	2	0.2
うち支払利息等	84	95	△ 11	△ 11.3
差 引	468	408	60	—
当年度純損益	416	360	56	—
資本的収入	484	649	△ 165	△ 25.4
うち企業債	128	130	△ 2	△ 1.5
資本的支出	1,682	1,985	△ 303	△ 15.3
うち建設改良費	1,395	1,603	△ 208	△ 13.0
うち企業債償還金	268	362	△ 94	△ 25.9
差 引	△ 1,198	△ 1,336	138	—
当年度資金収支	△ 1	△ 240	239	—
累積資金残額	2,055	2,056	△ 1	—
企業債残高	3,603	3,743	△ 140	—

重要なライフラインを支える工業用水

工業用水は、発電所、石油製品製造業、ガス供給業などのエネルギー産業などへも供給されており、首都圏の重要なライフラインを支えています。

横浜市では東日本大震災の教訓を生かし、施設の耐震化を順次進めています。

25年度は、発電所やガス供給工場のある根岸湾臨海工業地帯に供給する配水管を、耐震管に更新する工事などを予定しています。



<根岸湾臨海工業地帯>

Ⅲ 参 考

平成25年度水道事業会計予算概要表 (対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円, %)

区 分		平成25年度当初予算		平成24年度当初予算		増 △ 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率
収 入	水 道 料 金	70,535,170	85.1	70,927,740	84.8	△392,570	△0.6
	水 道 利 用 加 入 金	2,857,520	3.4	2,904,455	3.5	△46,935	△1.6
	他 会 計 繰 入 金	5,181,676	6.3	5,519,910	6.6	△338,234	△6.1
	浄 水 受 託 収 益	1,482,219	1.8	1,482,219	1.8	0	0.0
	そ の 他	2,792,702	3.4	2,758,980	3.3	33,722	1.2
	計	82,849,287	100.0	83,593,304	100.0	△744,017	△0.9
益 的 支 出	人 件 費 注1	14,850,237	18.5	15,765,499	19.4	△915,262	△5.8
	物 件 費 等	22,561,728	28.0	22,433,287	27.5	128,441	0.6
	動 力 費	2,233,131	2.8	1,971,527	2.4	261,604	13.3
	薬 品 費	713,499	0.9	730,567	0.9	△17,068	△2.3
	修 繕 費 等	8,465,607	10.5	8,652,890	10.6	△187,283	△2.2
	委 託 料	5,745,549	7.1	5,899,987	7.2	△154,438	△2.6
	そ の 他	5,403,942	6.7	5,178,316	6.4	225,626	4.4
	企 業 団 受 水 費	17,914,269	22.3	18,115,476	22.2	△201,207	△1.1
	企 業 団 補 助 金	97,000	0.1	126,500	0.2	△29,500	△23.3
	減 価 償 却 費 等	20,948,717	26.1	20,842,708	25.6	106,009	0.5
	支 払 利 息 等	3,838,820	4.8	4,057,881	5.0	△219,061	△5.4
	特 別 損 失	99,000	0.1	35,000	0.0	64,000	182.9
	予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
計	80,359,771	100.0	81,426,351	100.0	△1,066,580	△1.3	
収 益 的 収 支 差 引		2,489,516	—	2,166,953	—	322,563	—
消 費 税 等 調 整 額		1,138,405	—	1,084,062	—	54,343	—
純 損 益		1,351,111	—	1,082,891	—	268,220	—
資 本 的 支 出	企 業 債	8,400,000	68.0	10,010,000	71.9	△1,610,000	△16.1
	一 般 会 計 出 資 金	1,158,000	9.4	1,192,000	8.6	△34,000	△2.9
	工 事 負 担 金 等	1,262,701	10.2	1,089,050	7.8	173,651	15.9
	国 庫 補 助 金	1,524,595	12.3	1,622,727	11.6	△98,132	△6.0
	そ の 他	11,462	0.1	10,698	0.1	764	7.1
	計	12,356,758	100.0	13,924,475	100.0	△1,567,717	△11.3
	建 設 改 良 費	27,086,654	70.5	25,803,365	65.3	1,283,289	5.0
	基 幹 施 設 整 備 事 業 費	10,382,865	27.0	9,010,000	22.8	1,372,865	15.2
	配 水 管 整 備 事 業 費	14,225,000	37.0	15,800,000	40.0	△1,575,000	△10.0
	そ の 他 建 設 改 良 費	2,478,789	6.5	993,365	2.5	1,485,424	149.5
	企 業 債 償 還 金	10,594,461	27.6	12,960,952	32.8	△2,366,491	△18.3
	国 庫 補 助 金 返 還 金	79,912	0.2	85,038	0.2	△5,126	△6.0
	投 資	614,167	1.6	648,198	1.6	△34,031	△5.3
予 備 費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0	
計	38,405,194	100.0	39,527,553	100.0	△1,122,359	△2.8	
資 本 的 収 支 差 引		△26,048,436	—	△25,603,078	—	△445,358	—
純 損 益		1,351,111	—	1,082,891	—	268,220	—
消 費 税 等 調 整 額		1,138,405	—	1,084,062	—	54,343	—
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金		21,012,717	—	20,842,708	—	170,009	—
資 本 的 収 支 差 引		△26,048,436	—	△25,603,078	—	△445,358	—
計 (当 年 度 資 金 収 支)		△2,546,203	—	△2,593,417	—	47,214	—
前 年 度 末 資 金 残 額		14,399,667	—	注2 16,993,084	—	△2,593,417	—
累 積 資 金 残 額		11,853,464	—	14,399,667	—	△2,546,203	—

注1 平成25年度人件費は、退職給与引当金取崩し額240,000千円を充当後の予算額
(平成24年度退職給与引当金取崩し額250,000千円)

注2 平成24年度当初予算の前年度末資金残額は、平成23年度決算の資金残額

平成25年度工業用水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

（税込）

（単位：千円，％）

区 分		平成25年度当初予算		平成24年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	工業用水道料金	2,687,227	93.2	2,695,120	96.1	△ 7,893	△ 0.3	
	その他	197,541	6.8	110,610	3.9	86,931	78.6	
	計	2,884,768	100.0	2,805,730	100.0	79,038	2.8	
	支 出	人件費	235,648	9.7	250,081	10.4	△ 14,433	△ 5.8
		物件費等	1,350,392	55.9	1,347,924	56.2	2,468	0.2
		負担金	1,171,248	48.5	1,132,230	47.2	39,018	3.4
		修繕費等	57,650	2.4	88,800	3.7	△ 31,150	△ 35.1
		その他	121,494	5.0	126,894	5.3	△ 5,400	△ 4.3
		減価償却費等	688,766	28.5	687,619	28.7	1,147	0.2
		支払利息等	84,423	3.5	95,186	4.0	△ 10,763	△ 11.3
特別損失		51,000	2.1	10,000	0.4	41,000	410.0	
予備費		7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
計		2,417,229	100.0	2,397,810	100.0	19,419	0.8	
支	収益的収支差引	467,539	—	407,920	—	59,619	—	
	消費税等調整額	50,840	—	47,488	—	3,352	—	
	純損益	416,699	—	360,432	—	56,267	—	
資 本 的 収 入	企業債	128,000	26.4	130,000	20.0	△ 2,000	△ 1.5	
	国庫補助金	115,080	23.8	89,200	13.7	25,880	29.0	
	工事負担金	0	0.0	430,000	66.2	△ 430,000	△ 100.0	
	その他	241,143	49.8	0	0.0	241,143	0.0	
	計	484,223	100.0	649,200	99.9	△ 164,977	△ 25.4	
	支 出	建設改良費	1,394,623	82.9	1,602,806	80.7	△ 208,183	△ 13.0
		工業用水道施設整備事業費	1,149,813	68.3	1,000,454	50.4	149,359	14.9
		その他建設改良費	244,810	14.6	602,352	30.3	△ 357,542	△ 59.4
		企業債償還金	267,759	15.9	361,460	18.2	△ 93,701	△ 25.9
		国庫補助金返還金	16,000	1.0	17,000	0.9	△ 1,000	△ 5.9
予備費		4,000	0.2	4,000	0.2	0	0.0	
計		1,682,382	100.0	1,985,266	100.0	△ 302,884	△ 15.3	
支	資本的収支差引	△ 1,198,159	—	△ 1,336,066	—	137,907	—	
資 金 収 支	純損益	416,699	—	360,432	—	56,267	—	
	消費税等調整額	50,840	—	47,488	—	3,352	—	
	当年度分損益勘定留保資金	729,766	—	687,619	—	42,147	—	
	資本的収支差引	△ 1,198,159	—	△ 1,336,066	—	137,907	—	
	計（当年度資金収支）	△ 854	—	△ 240,527	—	239,673	—	
	前年度末資金残額	2,055,979	—	注1 2,296,506	—	△ 240,527	—	
	累積資金残額	2,055,125	—	2,055,979	—	△ 854	—	

注1 平成24年度当初予算の前年度末資金残額は、平成23年度決算の資金残額

アフリカ、
ともに成長する
パートナーへ。

はまっ子どうし

THE WATER

ティカッド・ファイブ

TICAD V 支援ボトル



飲んで国際貢献！

会議をカーボンオフセット

1本1円をアフリカへ寄附！

売上金の一部がアフリカ支援のために寄附されます。
さらに第5回アフリカ開発会議(TICAD V)の開催に伴う
CO2排出量のカーボンオフセットにも活用されます。

横浜の水源地のひとつ、道志の清流水を大切にボトルリングしました。

第5回
アフリカ開発会議
横浜開催 2013年6月



横浜市水道局



協力：
独立行政法人国際協力機構

お問い合わせは
水道局お客さまサービスセンターへ
はちよんなな
TEL 045 (847) 6262
FAX 045 (848) 4281

平成25年度 水道局 運営方針

中期経営計画(平成 24～27 年度)を着実に進める年

チームワークで 未来につなぐ 「あん・しん・かん」

あんぜん あんしん しんらい かんきょう
～安全・安心な水 信頼のサービス 環境への貢献～



I 基本目標

II 目標達成に向けた施策

1 トップレベルの安全でおいしい水

21 年度から整備を進めてきた川井浄水場が完成し、国内最大規模の最先端膜ろ過施設となります。また、かび臭等への対策として、西谷浄水場への高度浄水処理の導入検討を進めます。

2 蛇口にいつでも新鮮な水

子どもたちが水道水を飲む文化を育むため、教育委員会と協力して小・中学校の水飲み場の直結給水化を進めます。また、宅地内の鉛製給水管の改良を引き続き促進します。

3 災害に強い信頼のライフライン

大地震に備え、水道施設の耐震化や老朽管更新、管路のネットワーク整備を引き続き進めます。また、電機・計装設備の維持管理を徹底し、計画的に更新を行います。

4 環境にやさしい水道システム

エネルギー効率のよい自然流下系施設を最大限活用するとともに、ポンプ系施設の効率化を図ります。また、小水力や太陽光発電設備の設置を進め、再生可能エネルギーの活用を促進します。

5 お客さま満足度の高い水道サービス

お客さまの声を改善につなげる取組や広聴・広報の充実などを通じて、お客さま満足度の向上につなげます。また、災害時に的確に対応できるよう、市民の皆さまとの協働による応急給水対策を強化します。

6 創造と挑戦の活力ある企業精神

国際貢献の推進や市内企業の海外水ビジネス展開への支援、横浜ウォーター株式会社と連携したビジネス展開などにより、国内外の水道事業の課題解決を図ります。また、経営に関する中長期的な諸課題について検討を行います。

III 目標達成に向けた組織運営

基本目標の達成に向けた施策を進めるため、次の姿勢を大切にします。

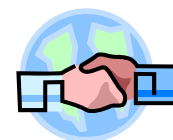
● 現場力の発揮

お客さまや事業者と直接接する現場を組織全体でしっかり支え、現場からの意見やアイデアを活かします。また、職員一人ひとりが責任感と誇りを持って仕事に取り組み、部門や職種の壁を越えて連携して力を発揮します。



● 地域・社会への貢献

地域の皆さまや民間企業、大学、NPO 団体など多様な担い手と連携し、水道事業の様々な課題解決を図ります。また、水道局と関連企業がパートナーとしてともに成長する関係の構築に努め、市内企業への支援や経済の活性化につなげます。



● 持続可能な経営

料金収入が減少する中、①料金を確実にお支払いいただける取組や資産の有効活用による収入確保②経費節減や事務所の配置見直しなどによる経営効率化の推進③人材育成・技術継承の取組により、持続可能な経営を実現します。



★基本目標等を具体化する、主な事業・取組については、次頁をご覧ください。

参考 主な事業・取組

1 トップレベルの安全でおいしい水	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●道志水源林の保全 ●川井浄水場の再整備 ●西谷浄水場の施設再整備に向けた検討 	<p>⇒横浜市の保有する道志水源かん養林の着実な整備(整備予定面積:82ha)</p> <p>⇒26年4月からの運転開始に向けた配管工事や電機計装設備工事と試運転の実施</p> <p>⇒浄水処理方法の検討(有識者検討会実施) 活性炭使用方法の民間企業との共同研究</p>
2 蛇口にいつでも新鮮な水	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業 ●鉛製給水管の早期解消 	<p>⇒小・中学校の水飲み場に係る直結給水工事費の助成 (直結化実施校累計:24年度201校→25年度末218校)</p> <p>⇒宅地内の鉛製給水管改良 (改良数:24年度6,954か所、25年度10,000か所)</p>
3 災害に強い信頼のライフライン	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●水道施設の更新・耐震化 ●震災時の重要拠点施設への管路の耐震化 ●電機・計装設備等の維持管理の徹底 ●送水機能の強化 ●災害時における通信体制の強化 ●配水ポンプ場・事務所の停電対策の強化 	<p>⇒導水施設、浄水施設、配水池など基幹施設の耐震化 (道志川系統導水施設の耐震化完了、川井浄水場の再整備完了など)</p> <p>⇒(水道事業)老朽管更新110km (工業用水道事業)老朽管更新1.5km</p> <p>⇒25年度実施予定施設10か所(地域防災拠点、土木事務所、病院など)</p> <p>⇒浄水場やポンプ場等における電気・計装設備の点検内容の精査(240か所)と設備保全システムの共同研究の推進</p> <p>⇒(仮称)新磯子幹線等の大環状線の整備</p> <p>⇒5ギガヘルツ帯無線設備の整備(本庁舎及び西谷浄水場)</p> <p>⇒非常用発電設備の整備 配水池(今井、上永谷)、給水維持課(北部第二、西部第二)</p>
4 環境にやさしい水道システム	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●自然流下系の優先とポンプ系施設の効率化 ●再生可能エネルギーの有効活用 ●市民ボランティアとの協働による水源林の整備 ●水源エコプロジェクト W-eco・p(ウィコップ) 	<p>⇒自然流下系エリアの拡大に向けた配水管の整備 川井小雀幹線(配管工事3件、設備工事3件)(完了)</p> <p>⇒小水力発電(峰配水池・恩田配水池、26年度稼働予定) 太陽光発電(小雀浄水場1系ろ過池)</p> <p>⇒ボランティアと一体となった活動の推進とPRの強化 (整備予定面積:5ha)</p> <p>⇒参加企業・団体数(累計:24年度13者→25年度15者)</p>

5 お客さま満足度の高い水道サービス	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●地域に身近なサービスの提供 ●水道工事の市民向けPRの拡大 ●市民との協働による応急給水対策の強化 (災害時に備えた非常用飲料水の備蓄促進) ●パートナーである委託事業者と連携した取組 ●おいしい水スポット(ウォーターステーション)の展開 ●「はまっ子どうし The Water」の販売 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒水道事業への理解を深める取組として出前水道教室などの開催(全小学校) ⇒更新・耐震化の重要性を伝えるリーフレットの新規作成・配付 ⇒災害用地下給水タンクの応急給水訓練実施 (実施率:24年度 84%→25年度 90%)※60m³タンクの割合 ⇒配水池での応急給水訓練の実施(各地域サービスセンターで1回以上) ⇒広報やイベントの場を活用した市民・企業等への飲料水備蓄及び応急給水拠点のPR強化 (応急給水拠点認知度:24年度 25.1%→25年度 35%) 〔飲料水備蓄の割合 家庭:24年度 25%→25年度 30%(一人9リットル) 企業:24年度 45%→25年度 50%〕 ⇒「横浜市孤立予防対策」の取組 (メーター検針の委託事業者との連携による孤立を防ぐ地域づくりへの貢献) ⇒施設及びイベント等での展開(25年度 10件) ⇒TICAD V 支援ボトルによるプロモーション、販売を通じた公民連携の拡充 (販売本数:24年度 133万本→25年度 150万本) (市民への認知度:24年度 81%→25年度 85%)
6 創造と挑戦の活力ある企業精神	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●事務所の配置見直し ●市内企業への支援・市内経済の活性化 ●人材育成施策の強化・技術継承の推進 ●障害者施設への水道メーター分解作業委託 ●海外水ビジネスなど国内外の水道事業への貢献 ●水道事業に関する中長期的な経営課題の検討 ●資産の有効活用と業務の効率化・事業見直しによる経費削減 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒事務の効率化、災害時の対応力強化に向けた事務所再整備 ・北部第二給水維持課事務所の改修(鶴見区) (鶴見・神奈川地域サービスセンターが移転) ・西部第二給水維持課事務所の改修(青葉区) (緑・青葉地域サービスセンターが移転) ・中村町事務所の再整備(南区) 工事着手(26年度完成予定) ⇒横浜市中企業振興基本条例の趣旨に基づいた市内中小企業への発注を引き続き推進 ⇒マスターエンジニア制度等を活用した人材育成・技術継承の推進 ・マスターエンジニアの育成 全技術職員に占める割合(24年度 8.7%→25年度 9%) ・テクニカルエキスパート及びテクニカルメンバーの育成 全技能職員に占める割合(24年度 11.1%→25年度 13%) ⇒料金実務の技術継承(資格制度の運用開始及び料金事務研修の充実) ⇒障害者の就労支援(メーター個数 51,000個) ⇒国際貢献事業の推進(ベトナム中部地域への技術協力など3件) ⇒「横浜水ビジネス協議会」との連携など海外水ビジネス展開への支援 (会員企業へのビジネス展開機会の提供4回) ⇒横浜ウォーター(株)と連携したビジネス展開への取組推進 ⇒持続可能な事業経営に向け、経営に関する中長期的な諸課題について外部有識者の意見等も踏まえ検討 ⇒資産の有効活用 不動産売却及び賃貸料収入(7億円) (水道事業 2.8億円、工業用水道事業 4.2億円) ⇒工事コストの縮減(施設の適正規模の見直しや経済的な工法の選定などによる効率的な施設整備の推進(見込額 14.6億円)) ⇒料金事務の見直し、施工パトロールなどの再任用化等による効率的な執行体制の構築(職員定数:24年度 1,560人→25年度 1,491人)